

2010年度 活動方針

1. 安心して子どもを産み育てられるまちづくりにとりくみます

(1) 国・県・市が子どもたちの育ちに責任をもっていくようにはたらきかけます。

- ①国による様々な「規制緩和」「経済効率優先の保育」誘導政策に対して、埼玉県保育問題協議会や全国保育団体連絡会などとともに、しめつけられる市・県を応援して子育て施策の充実のためのはたらきかけをおこないます。
- ②草加市の保育水準を後退させず、充実させる運動を強めます。今まで維持されてきた公立保育園における保育の質や保育士の専門性を改めて評価し、今後も維持されるよう求めていきます。
- ③急激に増加している待機児への対策として、最も有効と思われる保育園の新設を強く要求し、待機児とされる子ども・保護者もふくめた保育条件充実の取り組みを強めます。
- ④子育て、保育、教育、医療、平和や人権問題、文化サークルなど、私たちの課題と共通するテーマに取り組むたくさんの人たちとの共同のとりくみを作りあいます。
- ⑤児童福祉法第24条^注が宣言する包括的な保育に欠ける子どもの権利と市町村の保育の実施義務の規定をふまえ、待機児問題の取り組みを、草加市を応援しながら引き続き強めます。
- ⑥情報通信ネットワークが発展し、インターネット等を使用して情報を引き出すことが日常なこととなりつつある昨今の状況を踏まえ、保育園をはじめ子育てや子どもを取り巻く状況についての情報発信を様々な形で行い、これから子どもを預ける親世代に対する説明が充実したものとなるよう、市に対してはたらきかけをおこないます。

(2) より良い保育・子育て環境づくりの運動をつよめます。

- ①家庭保育室や認可外保育施設の保護者・運営者・職員とも手をつないだ、草加の保育・子育て全般の期待やねがいを集約する核としてのとりくみを続けます。
- ②草加市の保育園事業費について、新設保育園の整備や草加市の保育を後退させずより充実したものとなるための適正な予算要求に引き続き取り組んでいきます。
- ③産休明け・0歳児保育は、家庭保育室をさらに充実させるとともに、昨今の急激な待機児増加の状況を踏まえ、『草加市における0歳児保育施設の整備方針』を保育士や家庭保育従事者の意見を取り入れたより実効性のあるものとなるよう、改善を求めていきます。
- ④安心・安全で、子どもたちの顔が見える調理環境である自園直営方式での完全給食の実施に向けて取り組んでいきます。
- ⑤障がい児保育（育成保育）は、制度上は対象児童3人に1人の保育士しか配置されない現行水準を、実態に合わせて対象児童1人に1人の職員配置ができるよう制度の改正を求めます。
- ⑥園舎の老朽化に伴う建て替えについて、保育者や子どもにとってよい園舎とは何か？適正な定員とは？建設期間中の安全面についてなど、これまでの建て替え工事に携わった保育者や保護者からの情報や専門家の意見を集め、情報交換会や勉強会を実施しながら活かしていきます。
- ⑦延長保育料徴収も含めた適正な保育料設定について検討し、保育料の引き下げを含めた具体的な要求につなげていきます。
- ⑧次世代育成支援地域行動後期計画の実施にあたって、実効性ある事業展開と子どもの権利を軸にした施策となるよう草加市に必要な提言を続けます。
- ⑨引き続き認可外保育施設の児童への医科歯科健診を市の事業として行うことを求めていきます。

- ⑩技能員の外部委託については、市職員の技能員が守ってきたこれまでの保育の質や安全性が低下することのないよう管理・チェック体制の充実を求めています。
- ⑪これまで培ってきた草加市の質の高い給食を今後も維持するためにも、また食の安全性が低下させないためにも、各園1名の栄養士配置を引き続き求めています。
- ⑫待機児童対策としての定員の弾力化については、在園児の安全と健全な保育が損なわれることのないよう、現場の保育士や父母との意見交換を行いながら適正な児童数を維持するよう求めています。

2. わかり易く、やりがいのある父母会・父母連づくりにとりくみます

(1) 会長会と代表者会の機能の明確化を図り活動しやすい父母会づくりを応援します。

- ①「会長会」は、各父母会をスムーズに運営し、楽しく活発な父母会活動を行うための情報交換の場、「代表者会」は父母連と各父母会とをつなぐパイプ役として、各園の意見を出し合いながら父母連の方針や活動内容を検討する場、という役割分担をより明確にし、各父母会と父母連とが連携しながら活動しやすい環境をつくっていきます。
- ②上記の実現のために、「会長会」を6月・9月・1月、「代表者会」を原則として8月を除いた各月に開催します。

(2) わかりやすく、より身近でやりがいのある父母連をめざします。

- ①「父母連ニュース」を発行し、“各父母会や父母連の取り組み／草加市の保育にかかわる動き／保育情勢など”をわかりやすくお伝えします。
- ②父母連事務局には、専用の印刷機もなく、専従スタッフもいません。どのスタッフも仕事や子育てを抱えての活動であり、1600世帯の市民に責任をもつ運動体執行部としての負担は相当大きいのが現状です。今後の安定的な発展のために、専従スタッフや事務所を確保できるための条件を検討していくと共に、2010年度も各父母会役員の方々と事務局の仕事を分かち合い、父母連をより身近に感じていただきながら、共に活動をすすめていきたいと思えます。
- ③各父母会役員をはじめ、どなたでもお好きなときに、父母連の方針や活動を確認できるよう、「父母連ホームページ」に情報を更新していきます。

「父母連ホームページ」の URL は <http://www.soka-fuboren.org> です。ご意見や情報は info@soka-fuboren.org にお寄せください。

3. 私たち自身が学べる組織活動を大切にします

(1) 保育にかかわる情勢について幅広く学び、よりよい保育につなげていきます。

- ①保育情勢（保育「新制度」や、幼保一体化を含んだ「新システム検討会議」など）についての学習会などを企画します。
- ②子育てや保育にかかわる幅広い学びの情報発信を行っていきます。

(2) 月刊『ちいさいなかま』誌の普及にとりくみます。

保育者と保護者が手作りしている全国保育団体連絡会の機関誌『ちいさいなかま』は、私たち保護者の素肌の感覚の情報が満載です。幼稚園・保育園を問わず、草加市で購読する人たちをたくさんふやしましょう。父母会文庫にも是非！

4. 共同の輪を広げるとりくみをおこないます

(1) 交流する・学ぶ・知る企画をおこないます。

昨年度も、草加の子育てに重要な役割を担ってくださっている家庭保育室や子育てサークル・文化サークル等との交流を行い、相互理解を深めてきました。今年度も引き続き「子育て団体交流会」や「各団体との懇談会」を企画し、子どもたちの豊かな育ちを願うという熱い思いの共有で、子育てしやすいまちづくりをさらに進めていきます。

また、保育部会や家庭保育室・子育て NPO・文化サークル等といっしょに実行委員会をつくり、「第19回草加子育てのつどい」を共催することで、草加の子育てについて交流し、共同の輪をさらにひろげていきます。

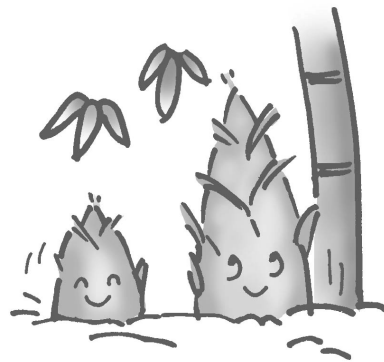
2007年度から始まった育成保育の保護者がお互いに情報交換・交流できる場である「育成保育保護者会」を昨年度も開催し、問題を共有することができました。今年度も引き続いて開催し、なかなか保護者同士で情報交換できる機会の少ない育成保育について学び・知り・交流できる場を提供していきます。

(2) 市内外の子育ての共同の輪の一翼をにない、広げます。

草加父母連が加盟している子育て団体は以下の通りです。

- ・埼玉県保育問題協議会
- ・草加市母親大会連絡会
- ・民主教育をすすめる草加市民会議

これらのほかに、草加市職員労働組合保育部会をはじめとした保育園職員、家庭保育室連絡会、草加市学童保育の会などとの情報交換・経験交流を行います。また、近隣自治体の保育運動との交流や、全国保育団体連絡会などの全国組織との交流も行っています。



注) 児童福祉法第24条

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合に当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第25条の8第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。